

浅川町生活排水処理基本計画

令和7年度～令和16年度（第4次）

令和6年10月

福島県浅川町

はじめに

本町は福島県の中通り南部に位置し、福島県を縦断する一級河川阿武隈川の上流部の支流社川沿いにあり、総面積 37.43k m²である。

人口については、令和 6 年 3 月末現在、総人口 5,834 人で、世帯数は 2,162 世帯となっている。なお、人口は昭和 50 年代からは微増傾向にあったが、平成 4 年をピークに減少し続けている。

本町の東部は、阿武隈山麓に連なる起伏のある丘陵地で、農耕地は複雑な地形で散在しているため稲作と畜産などとの複合経営が行われ、西部においては阿武隈川の支流社川および殿川と、久慈川の支流大草川の流域にあり、概ね平坦で農耕地は区画化され稲作を中心に蔬菜、花き、畜産などをあわせた経営が行われている。工業においては、従来からある事業所のほか、工業団地をつくり、工業基盤を確立し、農工のバランスの取れた産業の振興に努めている。

土地利用については、田畑が 24.45%、山林が 48.74%を占めており、宅地は 5.39%で町中心部を除いて家屋は分散している。

本町は平成 28 年 3 月に制定した「浅川町第 5 次振興計画あさかわスマイルプラン」に基づき、「笑顔あふれる 住みよいまち 浅川」を将来像として、住む人がいきいきと輝き、恵まれた自然環境のなか、愛される住みよいまちを目指す町づくりを進めることとしている。

本町の生活排水は、平成 6 年 9 月に策定した「浅川町生活排水処理基本計画」に基づき、平成 7 年度から合併処理浄化槽設置整備事業開始、平成 16 年度から農業集落排水施設供用開始、平成 17 年度から下水道が供用開始され、処理環境が改善され整備されてきてはいるが、半数近くは未処理のまま水路等に排出しており、河川の水質汚濁に影響を及ぼしている。

社川が合流する阿武隈川および大草川が合流する久慈川の流域においては、生活を阿武隈川、久慈川に依存している市町村が多く存在している。

一方、河川や水路は治水対策としてコンクリート張りなどの護岸整備が進んできたため、自然の浄化機能を失いつつある。

したがって本町が社川（阿武隈川）、大草川（久慈川）の流域の水質を保全する責任は重大となっている。

1 基本方針

(1) 生活排水処理にかかる理念、目標

本町では、最近公共用水域の水質保全に対する意識が高まっており、社会的にもその対策の必要性と緊急性が深く認識されるようになってきている。

このようなことから、生活排水を適切に処理することが重要になっており、町民に対し、生活排水対策の必要性などについて啓発を行うとともに、生活排水処理の目標については、水質の改善を図ることにとどまらず、清流がよみがえり、蛍が飛び交い、子供達が安心して水遊びのできる河川の復活を目指すものとする。

(2) 生活排水処理施設の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととするが、生活排水処理施設整備の基本方針については次の通りとする。

①人口の密集地域においては、集合型処理施設を整備する。

農業集落排水施設、下水道など地域の実情にあった施設の配置により処理する。

②農業集落排水区域、下水道整備区域以外の区域については、各戸または、共同で浄化槽（平成12年12月より浄化槽とはすべて合併処理浄化槽をいう）により処理する。

③単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ浄化槽への転換の指導などを検討する。

2 目標年次

本町の生活排水処理基本計画における目標年度は、計画策定時より10年後の令和16年度とする。

なお、中間目標年度は設けないが、概ね5年ごとに、または諸条件に大きな変動があった場合においては、見直しを行うものとする。

3 生活排水の排出状況

本町における生活排水の排出の状況は、次表の通りであり、令和5年度において、計画処理区域内人口 5,834 人のうち 3,409 人については、生活排水の適正処理がなされている。

合併処理浄化槽設置整備事業については、町民の要望もあり、平成7年度から事業を実施し、計画的な設置整備を進めてきたところである。

下水道については、平成17年度から供用開始され、町中心部の浅川、箕輪、東大畑の一部の地区において令和12年度までに区域が拡大される計画である。

農業集落排水施設については、大草の一部の地区において、平成16年度に供用開始された。

単独処理浄化槽については、年々増加していたが、建築基準法の改正により、平成12年12月より設置できなくなった。

表 処理形態別人口の推移

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1. 計画処理区域内人口	6,302	6,210	6,088	5,946	5,834
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,682	3,564	3,579	3,514	3,409
(1) 合併処理浄化槽	2,069	1,947	1,936	1,991	1,833
(2) 下水道	1,560	1,561	1,587	1,461	1,516
(3) 農業集落排水施設	53	56	56	62	60
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	2,135	2,160	2,091	2,000	1,997
4. 非水洗化人口	485	486	418	432	428
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

4 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次表の通りである。

表 生活排水の処理主体

NO.	処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
1	下水道	し尿及び生活雑排水	浅川町
2	合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
3	農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	浅川町
4	単独処理浄化槽	し尿	個人等
5	し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	石川地方生活環境施設組合

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

①処理の目的

「1 基本方針」に掲げた理念、目標を達成するため、概ねすべての生活排水を施設で処理することを目標とし、また、町内の各地区の実情に対応した処理方式を採用するものとした。

ア 生活排水の処理目標

	現在 (令和5年度)	目標年度 (令和16年度)
生活排水処理率	58.4%	86.0%

イ 人口の内訳

	現在 (令和5年度)	目標年度 (令和16年度)
1 行政区域内人口	5,834	5,223
2 計画処理区域内人口	5,834	5,223
3 水洗化・生活雑排水処理人口	3,409	4,493

ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

	現在 (令和5年度)	目標年度 (令和16年度)
1. 計画処理区域内人口	5,834	5,223
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,409	4,493
(1) 合併処理浄化槽	1,833	2,279
(2) 下水道	1,516	2,159
(3) 農業集落排水施設	60	55
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,997	600
4. 非水洗化人口	428	130
5. 計画処理区域外人口	0	0

②生活排水を処理する区域及び人口等

本町が、浄化槽、下水道、農業集落排水施設を検討していく地域については、地区の特性、周辺環境、水源地の保全等から区域を定め、処理方法は、地区の生活形態並びに地区の要求度から処理方式を定めた。

すでに整備された地区及び計画が定められた地域は、その計画通りとした。

これらに基づき、生活排水を処理する区域及び人口等について、目標年度における状況を図面で示す。

③施設及びその整備計画の概要

	計画処理区域	計画処理人口	整備予定年度	事業費見込み
下 水 道	浅川、箕輪、東大畑の一部の地区	3,280	平成12年度 ～ 令和12年度	4,905百万円
合併処理浄化槽	農業集落排水区域及び下水道整備区域を除いた地区	2,700	平成7年度 ～ 令和16年度	300百万円
農業集落排水施設	大草の一部の地区	160	平成12年度 ～ 平成15年度	240百万円
し尿処理施設	浅川町全域	100k1/日 (し尿60k1/日、浄化槽汚泥40k1/日)		

(2) し尿・汚泥の処理計画

①現況

本町のし尿の収集・運搬については、石川地方生活環境施設組合（3町2村の一部事務組合）が実施しており、浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥の収集・運搬については許可業者と石川地方生活環境施設組合が実施している。

また、し尿及び浄化槽汚泥・農業集落排水汚泥は、石川地方生活環境施設組合のし尿処理施設で処理している。

下水道処理施設の汚泥については、産業廃棄物として許可業者により運搬され、民間の最終処分場でコンポスト化し処分されている。

②し尿・汚泥の排出状況

「5 (1) ①ウ生活排水の処理形態別内訳」に基づいたし尿・汚泥の排出状況は、次表の通りである。

	現在（令和5年度）	目標年度（令和16年度）
汲取りし尿	0.93 t/日	0.29 t/日
単独処理浄化槽汚泥	3.01 t/日	0.90 t/日
浄化槽汚泥	2.76 t/日	3.42 t/日
下水道汚泥	0.23 t/日	0.43 t/日
農業集落排水汚泥	0.03 t/日	0.03 t/日

（注）それぞれの原単位は、令和5年度の実績から、汲取りし尿 2.20/人・日、単独処理浄化槽 1.50/人・日、浄化槽 1.50/人・日とした。

③し尿・汚泥の処理計画

し尿・汚泥の収集・運搬・最終処分については、今後も現在の形態で実施するものとする。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽の重要性等について住民に周知を図るため、広報・啓発を実施する。

特に、台所での対策等、家庭でできる対策については十分に周知を図るものとする。また、浄化槽については、定期的な保守点検、清掃及び定期検査について、広報等を通じてその徹底に努めるものとする。